



11月の休日ゆりかご調布面接

Table with 4 columns: 日時, 場所, 定員, 申し込み締め切り. Rows for 12/12 and 12/27.

妊産・出産・子育てに関する相談や利用できるサービスなどの紹介、育児ギフトのプレゼント。同時に母子健康手帳を交付
オンライン面接や母子健康手帳の郵送交付も実施。
面接は予約制。詳細は市HP参照
11月7日(月)午前9時から電話で健康推進課☎441-6081または、すこやか☎481-7733

1歳児歯科教室

12月7日(水)午前
文化会館たづくり西館保健センター1階
令和3年11~12月生まれ
歯科健診、仕上げ磨きと幼児食の説明など
申し込み順40人程度
11月8日(木)午前9時から健康推進課☎441-6081

わくわく育児教室「こあらクラス」

申し込みHP

12月6日(火)午後1時30分~3時
文化会館たづくり西館保健センター2階
令和4年3~5月生まれの子どもと保護者
子どもの発育、生活リズム、離乳食、上手な食べさせ方など
申し込み順30組
11月8日(木)午前9時から健康推進課☎441-6081へ電話または電子申請から申し込み

12月のもうすぐママ・パパ教室

Table with 4 columns: コース名, 内容, 日時, 実施場所. Rows for 1st and 3rd courses.

令和5年3~5月に初めて出産を迎える母親・父親
各申し込み順20組程度
電話で健康推進課☎441-6081

中学校学校選択制を希望する方は学校選択希望票の提出を

入学指定校以外の調布市立中学校への入学を希望する方の申し込みを受け付けています。
市内在住の小学6年生の児童
郵送で届いた学校選択希望票を、11月17日(必着)までに同封の返信用封筒で郵送または直接学務課(教育会館1階)☎481-7473

多胎児家庭育児用品等購入支援給付金支給事業の対象者を拡大

調布市子ども・若者基金を活用して、多胎児がいる世帯へ育児用品などの購入を支援します。
申請日時時点で市内に住居登録があり、多胎児(双子、三つ子など)がいる世帯で、次の①~③のいずれかに該当する世帯①児童育成手当を受給している②就学援助対象③市民税が非課税※②③は令和4年10月に追加
多胎児用ベビーカーまたはチャイルドシート(0~2歳になる日までに多胎児1組につき1回まで)
ランドセル(小学校入学時に児童1人につき1回まで)
制服(原則中学校入学時と高等学校入学時に、児童1人につき計2回まで)
育児用品購入日から3カ月以内⑥小学校入学予定日の1年前から入学後3カ月以内⑦入学から3カ月以内に、申請書を〒182-8511市役所3階子ども政策課☎481-7757・7105へ郵送または持参

令和5年度子ども発達センター通園事業の利用申し込み

3~5歳(令和5年4月1日時点)で、発達に遅れやかたよがりがあり、障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳)を持っている、または療育が必要と医師などが判断した幼児
5人程度
新規利用時は面接と医師の診察が必要のため、早めに連絡を
11月21日(月)~12月9日(金)に電話で子ども発達センター☎486-1190(平日午前9時~午後5時)

ピースメッセンジャー・ピースメッセンジャージュニア メッセージボード巡回展

長崎または広島派遣に参加した小・中学生の平和への想いが込められたメッセージボードなどを展示します。
11月2日(水)~14日(月)
市民活動支援センター、25日(金)~12月4日(日):青少年ステーションCAPS、6日(火)~9日(金):文化会館たづくりみんなの広場、13日(火)~19日(月):文化会館たづくりエントランス



くりにエントランス
展示内容・時間・場所は各施設により異なる
文化生涯学習課☎481-7139

11月は子供・若者育成支援推進強調月間

紹介動画



ひきこもりや不登校など、さまざまな生きづらさを抱えた子ども・若者やその家族を支援するため、「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」を設置しています。さまざまな相談窓口がありますので、気軽にご相談ください。
児童青少年課☎481-7536

ジュニア陸上体験教室(中学生)

体育協会HP



トップアスリートから、走ることの楽しさ、速く走るポイントを学びます。
12月4日(日)午前9時~11時
味の素スタジアムAGFフィールド
市内在住・在学の中中学生
基本的なトレーニング方法、試合前の準備やクールダウンの方法など(中長距離)
高尾憲司(ワコール女子陸上競技部アドバイザー)
申し込み順100人 無料
11月7日(月)~30日(水)に体育協会HPから申し込み、または電話・FAXで体育協会☎481-6221☎481-6226 (スポーツ振興課)

子ども家庭支援センターすこやか
〒182-0022 国領町3-1-38 ココスクエア2階
☎481-7733(午前9時~午後5時) 専用HPあり

ひろばのお医者さん

「メディアの子どもへの影響について」
11月30日(水)午前10時30分~11時30分
市内在住で子どもがいる保護者
貫井清孝(すこやか協力医)
申し込み順15組
11月6日(日)午前9時からEメール(yoyaku@jigyodan-chofu.com)ですこやかオンライン開催
エンゼル大学「親子でできるカラダあそび!」
12月7日(水)午前10時~11時
市内在住の1歳6カ月~3歳の子どもの保護者
乳幼児向けの家族でできる体を使った親子遊び
藤原明美(日本遊育研究所専任講師、NHK Eテレ「いないいないばあ!」体操指導)
20組程度(多数抽選)
11月6日(日)午前9時~12日(土)午後5時に、Eメール(yoyaku@jigyodan-chofu.com)ですこやか

生活ひとくちメモ



通販の定期購入に関する法律が改正されました

スマートフォンで「初回お試し価格980円」「回数縛りなし」という美白用歯磨き粉の広告を見て1回だけのつもりで注文した。申し込みの途中で「特別クーポンでさらにお得」という表示が出たので選択した。初回分が届いてから2週間後、同じ商品がさらに2個届いた。販売店に電話すると、クーポンを利用した時点で4回縛りのコースに変更になるとのことだった。途中まで注文画面を操作してみたところ、クーポンから離れたところに小さな字で4回縛りと書いてあったが納得いかない。

アドバイス

本年6月、改正特定商取引法が施行されました。販売サイトの申し込みの「最終確認画面」で分量、価格、支払いの時期・方法、引渡し・提供時期、申し込みの撤回、解除に関するなどを表示するよ

う販売業者などに義務付けました。またこれらの事項を表示しなかったり、嘘の表示や誤認させる表示を行った場合、消費者は申し込みを取り消すことができるようになりました。

事例のように、実際には4回縛りであるにもかかわらず、単品の購入だと誤認させるような表示は契約の取り消しを主張できます。

ネット通販を利用の際は最終確認画面をしっかりと確認して画面を保存しておきましょう。

調布市消費生活センター(市役所3階)
☎481-7034
電話相談/平日午前9時~正午・午後1時~3時30分、第2土曜日午前9時~正午
来所相談(予約制)/平日午前9時~正午・午後1時~3時※できるだけ電話相談のご利用を

まちの話題

ユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング(株)と相互連携協定を締結

地球温暖化をはじめとする環境問題に連携し取り組む目的から、10月22日に協定を締結しました。

- 連携・協力の概要/
①環境保全に関する事
②緑の保全、活用に関する事
③リサイクルに関する事
④気候変動による風水害をはじめとする災害発生時における対応など



左: ショッパーマーケティング エグゼクティブ 繁田氏 右: 長友市長

環境政策課☎481-7086

新型コロナウイルス感染症対策のため、各施設・事業はサービスなどを一部制限して開館・実施

利用・参加を予定している方は、事前にお問い合わせいただくか、市HPや主催団体などで最新情報をご確認ください。また、マスク着用などの感染症対策をした上で利用・参加をお願いします。

市HP

